科学研究費助成事業

研究成果報告書



機関番号: 32641
研究種目: 研究活動スタート支援
研究期間: 2015~2016
課題番号: 15H06618
研究課題名(和文)職場いじめ対策としての職場環境配慮義務と行為規範の確定 イギリス法からの示唆
研究課題名(英文)The content of the duty of employer to consider workplace environment
研究代表者
滝原 啓允 (TAKIHARA, Hiromitsu)
中央大学・法学部・助教

研究成果の概要(和文):近年深刻化する職場いじめ・ハラスメント問題について、その責任を使用者(企業) に問う場合、職場環境配慮義務違反が問題となり得るが、その義務内容は必ずしも明らかでない。そのため、職 場いじめ・ハラスメントについて、使用者が何をなさねばならないのか、あるいは、労働者が何を使用者に求め られ得るのか、判然としていなかった。かかる状況のもと、本研究は同義務内容の確定を目的とし、イギリス法 との比較法研究を行った。また、それのみならず、そうした使用者の義務の背景となる思想・哲学についても試 論した。

2,100,000円

研究成果の概要(英文): The problem of bullying and harassment in the workplace is sometimes regarded as an issue of a legal responsibility of the employer. In some cases in Japan, the breach to the duty of the employer to consider the environment of the workplace becomes a legal issue in the practice. That duty means to prevent and deal with bullying and harassment in the workplace especially for to prevent psychiatric injury. The argument over the duty, however, is such a recent issue that the content of the duty is not always clear. Under these circumstances, the purpose of this research project is to establish the content of the duty. Principal investigator conducted the comparative law research with the law of the United Kingdom. There are some legal approaches in the UK about the problem. In relation to the duty, Japan could draw lessons from the UK. In addition to that, principal investigator more fundamentally tried to study the philosophy which is the background of such duty of the employer.

研究分野:社会法学

研究者番号:70757616

交付決定額(研究期間全体):(直接経費)

キーワード: 労働法 職場いじめ・ハラスメント 労働契約 付随義務 職場環境配慮義務 イギリス法 相互信頼 義務 修復的正義 1.研究開始当初の背景

2000年代初頭に「パワー・ハラスメント」 なる語が流行したこともあって、職場いじ め・ハラスメントに係る諸問題は、法学領域 のみならず他の学問分野においても喫緊の 課題となっている。これまで労働法学は使用 者側に契約責任を問うという形で、職場いじ め・ハラスメント問題に関し職場環境配慮義 務論を形成発展させてきた。同義務は、敵対 的でなく良好で働きやすい職場環境を整備、 維持し、あるいは、そのための配慮をせねば ならないという使用者側の義務だが、その内 容をより端的にいってしまえば、精神的側面 に留意した、適正な職場環境の実現というこ とになる。

そして、「職場で居心地良く働き続ける権利」を安全配慮義務の観点から保護しようとした(福島,1989)のが、職場環境配慮義務の原初的形態であった。しかし、労働災害による労働者の疾病・傷害・死亡に対する責任追及法理としての安全配慮義務を根拠とした職場環境配慮義務の立論は、安全配慮義務法理の無理のある拡張的適用であり、法律論として「かなりラフ」(奥山,1990)であるとの批判を浴びることとなった。

これに対し、安全配慮義務の拡張という手 法ではなく、安全配慮義務と区別されるもの として職場環境配慮義務を定立することで 上のような批判をかわし、また職場環境配慮 義務違反につき契約責任を明確に問い得る と立論するものが現れた。これは、職場内で 性的な噂を流布されるなどした福岡セクシ ュアル・ハラスメント事件(福岡地判平 4.4.16) に際して公表された学説(山田, 1992)であり、労働契約上の信義則の具体化 として生じる配慮義務の一環として、使用者 は職場環境配慮義務を負うとするものだっ た。同説は職場環境配慮義務を以下のように 位置付ける。すなわち、職場環境配慮義務は、 労務提供に際して労働者の生命・身体に生ず る危険を防止する義務である安全配慮義務 と一体をなすものであるが、これとは区別さ れるもので、安全配慮義務は労働者の身体に 対する危険防止義務であるのに対し、職場環 境配慮義務は労働者の労務遂行を困難にす るような精神的障害が生じないように、職場 環境を整備すべき義務であり、その限りで安 全配慮義務よりも広い概念としている。労働 契約上の信義則を規範的根拠とし労働者の 精神的人格価値に着目した職場環境配慮義 務を定立することによって、労働者の身体的 人格価値に着目した安全配慮義務との区別 を明確にし、かつ債務不履行構成(民法 415 条)によって使用者への責任追及をなす(契 約責任の追及)という法的方法は、先の批判 をかわすのみならず理論的に明快であった。

とりわけ、使用者が尽くすべき契約上の行 為規範を明確かつ具体的になすことができ る点(松本,2003、土田,2008)および契約 上の本来の内容回復を図ることで事後的救 済のみならず将来に向けた解決策(事前予防)になり得る点(唐津,2003)において、 契約責任を問うとの法的方法は優れた面を 有している。

しかし、物理的侵襲からの保護を主たる守 備範囲としてきた安全配慮義務と異なり、精 神的侵害からの保護を主たる守備領域とす る職場環境配慮義務による使用者の行為規 範の確定は必ずしも容易ではない。なぜなら、 原因と結果との関係が物理的ないし医学的 に明らかな物理的侵襲はともかく、精神的侵 害については原因と結果との関係が明確に なりにくいからである。このため、職場環境 配慮義務について、如何なる義務内容(行為 規範)を確定し、契約に取り込むかとの課題 が提起されている(内藤, 2009)。

ここで諸外国に目を転じると、職場いじ め・ハラスメントの次元において法的議論を 多数蓄積しているのはイギリス・ドイツ・フ ランスなどである。そして、ドイツとフラン スについては既に比較法の先行研究が複数 存在する(藤原,2011、石井,2007 など)。し かし、職場いじめ・ハラスメントにつき、(1) 制定法、(2)コモン・ロー、(3)各企業の行為規 範としての職場における dignity 方針など、 多様な法的アプローチを有するイギリスに 係る比較法研究は十分に行われていなかっ た。

すなわち、具体的には、(1)制定法における 「1997 年ハラスメントからの保護法 (Protection from Harassment Act 1997) 「2010年平等法 (Equality Act 2010)」、さ らに、2度廃案になったものの各企業での 「職場における dignity 方針」の策定に多大 な影響を及ぼした「職場における dignity 法 案 (Dignity at Work Bill)」などについて、 また、(2)コモン・ローにおいては、「注意義 務(duty of care)」または「相互信頼(mutual trust and confidence) 義務」、あるいは、(3) 各企業の行為規範としての「職場における dignity 方針 (dignity at work policy)」につ いて、職場いじめ・ハラスメントとの関連の もと、正面から論じた比較法研究は、研究代 表者の(1)に関する一部業績を除いて、ほとん ど見当たらない状況にあった。

2.研究の目的

以上からすれば、近年深刻化する職場いじ め・ハラスメント問題について、契約上の責 任を使用者に問う場合、職場環境配慮義務違 反が問題となるが、その義務内容は必ずしも 明らかでないことが指摘できる。そのため、 職場いじめ・ハラスメントの予防や事後対処 につき、如何なる義務内容(行為規範)を使 用者が果たさねばならないのかが、はっきり と確定されていないこととなり、労働契約な どにおける同義務の取り込みに理論的な困 難が生じている。そのため、契約責任の追及 において有用であるはずの同義務が十分に 活かされていない。 よって、本研究は、第1の目的として同義 務の内容の確定、すなわち行為規範の確定を 掲げることとした。

そして、さらに、本研究は、第2の目的として、当該義務内容が如何なる思想・哲学に 基づいて導かれるのか、一定程度明らかにす ることを目的とした。ある義務の内容は、単 に実務的な要請に基づいて確定されるのみ ならず、その背景となるべき哲学・思想と共 鳴し連動していなければ、いずれ形骸となり かねない。背景や趣旨のないところに生じた 規範は、一過的なものになりかねないのであ る。よって、本研究においては、上記の第1 の目的のみを追求するのではなく、第2の目 的についても、一定の示唆を得るべく模索を 重ねた。

3.研究の方法

これら目的達成のため、職場いじめ・ハラ スメントにつき複数の法的アプローチを有 し先進的な取り組みをみせるイギリスとの 比較法研究を行うこととし、より具体的には、 コモン・ローにおける「相互信頼義務」ある いは「注意義務」そして企業等における行為 規範としての「職場における dignity 方針」 とに、とりわけ着目しつつ、示唆を得ること とした。当該両義務に係る議論(とりわけ相 互信頼義務に係る学説上の議論)は、上記の 第2の目的のために、そして、職場における dignity 方針は上記の第1の目的のために、 それぞれ有用であった。

以上は、研究の方法の大枠に過ぎないが、 より詳細な研究の方法については、下記にお いて年度ごとに記した。

(1)平成 27 年度の研究の方法について

当該年度は、イギリス文献の渉猟と整理、 およびイギリスにおける相互信頼義務と注 意義務、そして職場における dignity 方針に つき概括的な考察をした。

具体的には、相互信頼義務に係る研究で知 られる Douglas Brodie、イギリスにおける代 表的な労働法研究者である Hugh Collins、職 場いじめ・ハラスメント研究で知られる Brenda Barratt らの著作と論文とを主とし て渉猟し、職場における dignity 方針につい ては BT や BAE など企業等のそれを可能な 限り収集に努め、Unite the Union など労組 による雛形も渉猟対象とした。また、職場い じめ・ハラスメントに係るイギリス議会議事 録、Industrial Relations Law Reports を中 心とした判例集登載の諸裁判例、Industrial Law Journal などの学術誌における上記以 外の研究者による緒論も渉猟・整理の対象と した。

重要と思われる論考や方針については翻訳し、イギリスにおける議論を整理した。なお、Collins が組織論上の互恵的概念である「心理的契約」を、相互信頼義務をはじめとする労働法の議論に援用しようとしている

ことから、その主張を検証するため、心理的 契約の議論を主導する組織論者 Denise Rousseau の著作を参照する必要があった。 心理的契約については、日本でも組織論研究 者による先行研究があるため、これも適宜参 照した。一種学際的であるが、イギリスにお ける労働法学、とりわけ Collins のそれは組 織論や経済学から着想を得た所説が少なく なく、それらを理解するために不可欠なのが 他分野領域の参照であった。

以上より、当該年度は、イギリスにおける 相互信頼義務に係る議論と、職場における dignity 方針とにつき概括的に考察した。

(2) 平成 28 年度の研究の方法について

当該年度は前年度に得たイギリスの文献 の精査とそれに係る概括的考察の検証をし つつ、日本法への示唆を得た。示唆を得る際 には、日本における職場環境配慮義務の歴史 と展開を再確認する必要があったため、それ らを整理し、かつ日本労働法学会(第131回 大会 於 同志社大学)で研究報告し、本研究 を検証した。なお、当然にして、文献は出続 けているため、イギリスの文献および日本の 文献を追加的に渉猟した。

イギリス文献に係る疑義については、筆者 であるイギリス人研究者に直接問い合わせ るなどして精査を進め、前年度に得た概括的 考察を検証した。また、日本における職場環 境配慮義務の歴史と展開については、これま で研究代表者がなしてきた歴史研究をアッ プ・デートしつつ考察を深めた。ところで、 イギリス法からの示唆については、日本とイ ギリスが法系を異にすることから一定の困 難が生じる可能性があった。しかし、本研究 でイギリスから示唆を得ようとしているこ とは、職場いじめ・ハラスメントという問題 への法的な規制手法や基礎的な価値や原理 の定立についてであることから、法制や条文 の相違から生じる比較法上の困難はさほど 生じなかった。すなわち、本研究は使用者に おける職場いじめ・ハラスメントに係る使用 者の義務とその内容(行為規範)につき、イ ギリスから示唆を得ようとするものであり、 あるいは、その背景となる思想・哲学につき 研究するものであるところ、そうした比較法 上の懸念は相対的に低いものとなった。

- 4.研究成果
- (1) 第1の目的との関連

上記の、第1の目的との関連においては、 イギリスにおける各企業等の「職場における dignity 方針」が示唆に富んでいた。Brodie が適切に指摘するように、使用者が当該方針 に反した場合、それが相互信頼義務違反を生 じさせ得ることから、当該方針の内容は、い わば各企業における使用者の行為規範とし て機能しているといえ、日本法における職場 環境配慮義務の内容の確定にあたり、示唆的 であった。なぜなら、イギリスにおける同方 針と日本における同義務は、それぞれ職場い じめ・ハラスメントに対するものとして定立 されたものであり、目的において共通項を有 し、また両者とも使用者側に一定の作為を求 めるものだからである。

イギリスにおける同方針を渉猟した結果、 その内容は玉石混交であったものの、しっか りと整備されたものに関しては、かなりの部 分において共通性が見られた。そして、その 大部分は、2度廃案となった「職場における dignity 法案(Dignity at Work Bill)」に記載 されていた同方針の雛形(付則1第2条)と ほぼ同様のものであった。同方針の雛形は、 同法案第5条に基づき、使用者が策定し全て の被用者に周知せねばならないものとされ ていたが、そこで記載すべき内容は、下記に 掲げる通りであった。

すなわち、(a) 職場における dignity のた めの全ての被用者の制定法上の権利の解説、 および権利侵害が許容されないことの宣明、 (b)職場における dignity 権を侵害するよう な行為の類型の例示、および懲戒処分となる であろう行為の類型の例示、(c)申立てが深 刻に受け止められ、客観的に調査され、また 信義に則って対応されるということと、全て の段階において申立人の代理人が申立てを 代理することを許容するという約定が包含 された、職場における dignity 権の侵害に対 する申立ての提起とその方法についての手 続にかかる明確な記述、(d)法の趣旨のもと、 割り振られた職務を果たすべき、申立てを受 けなければならない適格者の指定、(e)当該 方針に違反した被用者に対して従わせるべ き懲戒手続の明確な記述であって、助言斡旋 仲裁局の行為準則である「雇用における懲戒 処分と手続(1977)」の規定を遵守している もの、(f)申立てをしようとしている者、ま たは申立ての対象となる者に対して、相談、 支援、助言のため連絡可能な指定された者の 詳細(氏名、電話番号を含む)、(g)使用者 と管理権限を有する何らかの地位を占める 全ての者への当該方針に関する教育と、全て の被用者への周知のための手順、(h)当該方 針のもとでの全ての申立ての要約を包含し、 上級管理職に報告されるべき、当該方針の運 用についての年1回のモニタリング(申立人 が合意しない限り、申立人の氏名は秘密扱) (i) 当該方針の履行と、実際の運用における 観点からの当該方針のあらゆる改定、当該方 針の運営についての労働組合と安全代表の 協議のための手順、とされている。

これらは、職場いじめ・ハラスメントの予防、または事後対応のための行為規範として、 いずれかに分類し得るだろう。しかし、注目 すべきは、(h)と(i)である。これらにより 実際の申立てを受けつつ、方針それ自体が、 いわば成長し充実していくこととなる。それ は結果として、(g)などを通じ当該事業体自 体に波及する。こうしたメカニズムは、職場 の(被害者そして周囲の者にとっての)修復 あるいは改善といった契機を生じさせ得る。 その点において、(g)と(h)と(i)は、広 義での予防と修復をもたらす、いわば変革的 要素を含むものとして分類できよう。

日本法における議論状況のもとで、職場環 境配慮義務の内容は、予防と事後対応を核と するものとして語られてきたものの、その詳 細は、ほとんど明らかではなかった。そして、 広義での予防をもたらすような変革的要素 を伴う義務内容が意識されることはほぼな かったといい得る。そうした点からすれば、 イギリスの各企業等における「職場における dignity 方針」の参照は一定の意義があった ものといえるだろう。すなわち、職場環境配 慮義務における行為規範の大枠として、予防 と事後対応とが挙げられるものの、それらは 硬直的な手続きによって履践され続けるの ではなく、一定の制度的改定が常に求められ 得るのであって、その改定に際してはステー クホルダーの参加も予定されてしかるべき ということとなる。これは、職場というもの を如何に解するかという、いわば哲学的問い と関連する。単に使用者が支配し管理するも のであるという職場観から、ステークホルダ ーにとっての一種の公共的空間としての職 場観への変容をももたらし得る。そうした視 角をもイギリスとの比較法研究から得るこ とができた。

(2) 第2の目的との関連

上記の、第2の目的との関連について述べ るにあたり、まず、イギリスにおける職場い じめ・ハラスメントに係るコモン・ローにつ いて、概観しておくこととしたい。すなわち、 イギリスにおける雇用契約の下、職場いじ め・ハラスメントによる被害に遭った被用者 に身体的または精神的被害が発生し、当該被 用者が訴えを提起する場合、使用者の法的責 任を追及する方法としてはコモン・ロー上、

使用者の被用者に対する責任 (employer's liability)を追及する方法、 使用者の代位 責任 (vicarious liability)を追及する方法、 雇用契約における黙示条項 あるいは (implied terms)への違反を問う方法の3つ があり得る。そして、これら3つの法的方法 に共通するのは、注意義務(duty of care) 違 反についてであり、 と の場合は使用者の 注意義務が、の場合は被用者の注意義務が、 それぞれ関連し得る。注意義務は、コモン・ ローにおいて大きく発展を遂げており、代位 責任法理についても同様である。また、 に ついては、学説上、相互信頼(雇用契約が長 期に及ぶ関係性を継続し発展させることか ら、使用者と被用者間における相互信頼の維 持が要請され、使用者が自ら職場いじめ・ハ ラスメントを行う場合であっても、被用者が 他の被用者にそれを行う場合であっても、そ れら行為は相互信頼を毀損し、黙示条項違反 を構成し得る)義務に関する議論が蓄積して いる。そして、とりわけ Walker 事件・Waters

事件・Barlow 事件が、職場いじめ・ハラス メントに関して重要であった。すなわち、使 用者における注意義務の範囲は被用者の精 神的な人格的利益の保護にも及び(Walker 事件)、それは職場いじめ・ハラスメントに ついても妥当する(Waters 事件)ことが明 らかにされ、実際に法的責任を生じさせるた めの前提規範が示される (Barlow 事件) な どして、現在の職場いじめ・ハラスメントに 関するコモン・ローが形成され発展している。 一方で、注意義務論によるよりも相互信頼義 務論によって職場いじめ・ハラスメントに対 応すべきことが Brodie により指摘されてい ることを踏まえ、本研究では、その理論動向 を追うこととし、Collins の議論についても 紹介することとした。そして、Brodie のいう 相互性ないし互恵性(互酬性)、あるいは Collins の「心理的契約」の援用は、理論的 な目新しさを含むものであった。すなわち、 職場いじめ・ハラスメントを予防し対応する という使用者の義務に、職場環境を他の被用 者に対して敵対的なものとしてはならない との被用者側の態度が、いわば反射的に生じ 相対する。それが、Brodie がいうところの相 互性であり、また互恵性の発露でもあった。 また、使用者が「社会関係における評判」を 保持しようとするなら「心理的契約」は履行 されるであろうし被用者の「期待」が実現さ れ得るとの論理は、一見当然のようでありな がら、法律学において明白に意識されていな かった視角と解され、そうした意味で「心理 的契約」論は注目に値する。あるいは、同論 を援用しつつ、期待の実質化や雇用の長期継 続性を意識する Collins の議論は、Macneil の関係的契約理論とも親和性を有しており、 -種特徴的といえるだろう。

これらが日本法の議論に示唆をもたらす かどうか安易に述べることはできない。しか し、一定の視角は付与されるように思われ、 それは職場環境配慮義務論にとって重要で あるように解された。すなわち、Brodie も Collins も雇用契約の黙示条項論として相互 信頼義務の理論的発展を企図しているが、そ こでの議論は一定の視角または斟酌すべき 価値を、日本の議論に与え得る。

たとえば、職場環境配慮義務など契約上の 義務が使用者に十全に課されるとき、それに 対応ないし相対する形で労働者の側におい ても、職場環境を他の労働者に対して敵対的 なものとしないことが要請され得る。もちろ ん、何が「敵対的」か、あるいは何をもって 「適正」とするか、との問いは依然残される だろうし、単に使用者が「あるべき」と思う だろうし、単に使用者が「あるべき」と思う にならない。労働者に要請されることが して、少なくとも、職場いじめ・ハラスメン トの防止については、ひとり使用者のみなら ず「職場」を構成する労働者の関与が不可欠 なことに思いをいたす必要があるだろう。そ うした意味において、使用者に課される義務 に対応する形で、職場環境を他の被用者に対 して敵対的なものとしてはならないとの義 務を被用者が負うという Brodie の議論は、 直ちに首肯しかねるものの、ひとつの視角と してあり得えなくはない。

そして、労働契約の継続的性質、人格と不 可分な労務提供、人格同士がせめぎあう職場 といった各個の特殊性を考慮するならば、労 働者の人格的利益への配慮や共同体構築の 諸方法のみならず、労働者が期待するところ も意識せざるを得ない。「職場」がひとつの 共同体(コミュニティ)である以上、構成員 個々の期待(ステークホルダーによるそれ も)は一定程度汲まれる必要がある。この点、 職場いじめ・ハラスメントを生じさせないよ うにし、適正な職場環境の整備・維持・実現 を求める職場環境配慮義務の主張は、いって しまえば期待の法的実現のひとつであった かも知れない。職場いじめ・ハラスメントに ついて労働者が何を求め、仮に侵害が生じた 場合に何を欲するかについて使用者が積極 的に斟酌することは、最終的には使用者の世 評にも結びつく。そうした視角は、職場環境 配慮義務が使用者によって誠実に履行され る際のインセンティブ足り得る。

さらに、一回的な取引行為ではなく、継続 性をもった関係を維持するのが労働契約で あるという視点も再確認すべきであろう。長 期継続性という価値は、当事者間における期 待項目の増大を要請し、その探究・維持・改 定についても原理的に作用する。そして、職 場いじめ・ハラスメントに関していえば、そ れに関する諸規定の策定・改廃や、研修の立 案・実施についても、労働者の期待を反映す べきであり、あるいは労働者にイニシアチブ が付与されるべきようにも思えた。それは 「職場」という共同体としての価値をも促進 することになるだろう。

ここで縷々述べたことを総合するに、 Brodie や Collins による議論は、日本の職場 環境配慮義務の背景となるべき思想・哲学を 一定程度明らかにしているといい得る。ある いは、労働契約における付随義務論の思想・ 哲学をも示しているものともいえるだろう。

こうした思想・哲学的議論に関しては、 Collins が John Braithwaite による応答的規 制(responsive regulation)理論から一定の 影響を受けていることもあって、研究代表者 は修復的正義(restorative justice)論に関す る研究にも着手した。同正義論は、まさに一 種の正義論であるが、その中でも、とりわけ Braithwaite のそれは、コミュニタリアニズ ム(communitarianism)や共和主義 (republicanism)からの影響が見られ、あ るいは、労働法学にも理論的近接性を有する ものであった。そして、Howard Zehr の所論 や、日本における議論の集積から、修復的正 義は、所与の「正義」を語り、それに束縛さ れるのではなく、むしろ各人が「不正義」と 解することを取り上げることによって、変革 をもたらすことを志向するものと解するに 至った。これもまた、職場環境配慮義務の義 務内容を導くにあたっての背景的な思想・哲 学として機能し得る。

(3)研究成果の発信

これら研究成果については、下記の「主な 発表論文等」で示すように、学術誌等で公表 し、あるいは、学会発表をしたほか、日本労 働弁護団での招待講演、あるいは中央大学と 読売新聞とが運営するウェブ・ページにおけ る記事の執筆等により広く発信した。その結 果、研究成果に対する問い合わせを研究者 (他分野研究者を含む)・弁護士・諸団体等 から受けるに至り、さらに発信を続行してい る。

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

宿谷晃弘、<u>滝原啓允</u>、労働法における修復 的正義の展開可能性に関する一試論、東京学 芸大学紀要、査読無、人文社会科学系 68 集、2017、pp. 105-125

<u>滝原啓允</u>、ハラスメントに係る使用者の義務・責任 —新たなアプローチとしての修復的 正義の可能性—、日本労働法学会誌、査読無、 128 号、2016、pp. 100-108

<u>滝原啓允</u>、職場いじめ・ハラスメントに係 る職場環境配慮義務とその内容 社会福祉 法人和事件(福島地郡山支判平 25.8.16)労 働法学研究会報、査読無、2613 号、2016、 pp. 32-37

<u>滝原啓允、コモン・ローにおける雇用関係</u> 上の注意義務と相互信頼義務 ―職場いじ め・ハラスメントへの対処,あるいは「心理 的契約」論の援用を中心として―、季刊労働 法、査読無、250 号、2015、pp. 189-204

〔学会発表〕(計 1 件)

<u>滝原啓允</u>、ハラスメントに係る使用者の義務・責任、日本労働法学会、2016年5月29日、同志社大学(京都府京都市)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計件)

発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕

(招待講演)<u>滝原啓允</u>、職場環境配慮義務 の形成・展開・課題、日本労働弁護団、2017 年3月13日、連合会館(東京都千代田区)

 (ホームページ) ^注原啓允、職場いじめ・ ハラスメント問題に対する修復的正義の可 能性、2016年6月30日、 http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research /20160630.html

(ホームページ) Hiromitsu Takihara, Potential of Restorative Justice for Workplace Bullying and Harassment, 2016 年7月14日、

http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/dy/resea rch/20160714.html

)

6.研究組織 (1)研究代表者 滝原 啓允 (TAKIHARA, Hiromitsu) 中央大学・法学部・助教 研究者番号:70757616

(2)研究分担者

(

研究者番号:

(3)連携研究者

研究者番号:

(4)研究協力者

()

名称: